

一般社団法人茨城県経営者協会



医療・介護事業を営む会員へ“マスク”を寄贈



鹿行支部・労務管理セミナー



新型コロナウイルス対策関連・助成金活用セミナー



鹿行支部・労働問題研究会例会



茨城経協

CONTENTS

- 01 新型コロナウイルス感染拡大による会員支援事業
医療・介護事業を営む会員様にマスクを寄贈致しました
- 02 新型コロナウイルス感染症に係る要請書
- 03 新規中学校及び高等学校卒業者の就職に関する「申し合わせ」
- 05 委員会報告(経営教育委員会)／支部だより(鹿行地区支部)
- 07 慶事のお知らせ
新入会員のご紹介
- 08 会員PRコーナー
①(株)美味いるプラス ②エスプランニング(株) ③(株)ファインテクノ
- 09 偏屈爺の甘辛放談⑥
「コロナ感染の教訓・問われる政治の役割」
＜茨城新聞社社史編纂委員(元論説委員長) 小沼 平氏＞
- 10 <寄稿>
日本貿易振興機構茨城貿易情報センター所長 木ノ本知弘氏
「世界の課題解決に向けた挑戦を通じて茨城を元気に」
- 11 <寄稿>
茨城労働局雇用環境・均等室紛争調整官 伊藤英貴氏
「労働相談から見える職場のトラブル」
- 12 NPO情報V o l .234
＜茨城NPOセンター・コモンズ代表理事 横田能洋氏＞

新型コロナウイルス感染拡大に伴い 会員支援事業の一環として 医療・介護事業を営む会員様にマスクを寄贈しました

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に多大な影響を受けておられる会員の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

当会活動におきましても、当初の事業計画が変更になるなど、会員の皆様にはご迷惑をおかけしており深くお詫び申し上げます。

この度、病院など医療に従事されている会員の皆様、また介護業務に従事されている会員の皆様方の事業運営の僅かでも支援させていただき、医療体制の維持に繋がればとの思いから、同じく当会会員のアイリスオーヤマ株式会社つくば工場様を通じ、プリーツマスクを購入致しまして、先月末より順次寄贈させて頂いております。

限られた数量ではございますが、病院・介護事業に従事されている会員の皆様方の少しでもお役に立てれば幸いに存じます。

なお、今回の購入費用につきましては、本年度の事業予算を組み直して対応させて頂きましたことを、会員の皆様にご報告申し上げますとともに、引き続き、当会活動へのご理解、厚いご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2020年5月1日

(一社)茨城県経営者協会
会長 加子 茂



マスク寄贈の様様・縦の木荘 塚副理事長(左)

令和2年4月21日

一般社団法人茨城県経営者協会会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮 及び感染拡大防止に向けた取組みに関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、都市部を中心に感染者が急増し、発出されるなど我が国経済は厳しい状況に置かれています。(中略)

つきましては、下記の事項につきまして、周知啓発に向けたご協力をお願い申し上げます。

- 一 雇用調整助成金の特例措置等を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。
- 二 職を失った方の再就職を促進するためにも求人を積極的に提出していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。また、新卒者については、中長期的な視点に立って採用を進めていただくようお願いいたします。
- 三 2019年度卒業者等のうち入職時期の繰下げをしていた内定者については、できるだけ早期の入職日を確定させるなど、特段のご配慮をいただくとともに、対象となった方からの補償等の要求には誠意を持ったご対応をお願いいたします。
- 四 2020年度卒業予定者等が十分な就職活動を行えるよう、多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験等、柔軟な日程の設定などによる一層の募集機会の提供を行うなど最大限柔軟な対応を行うようお願いいたします。
- 五 障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。また、外国人労働者についても、日本人と同様の配慮をお願いいたします。
- 六 (略)
- 七 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るため、解雇、雇止めや安易な労働者派遣契約の解除や不更新はお控えいただく等、特段の配慮をお願いいたします。やむを得ず雇止め、解雇等をしようとする場合でも、労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないように、社員寮等に入居している労働者が離職後も引き続き一定期間入居できるよう、できる限りの配慮に努めて頂くようお願いいたします。
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々を含め、有給の特別休暇制度を設けるなど労働者が休みやすい環境の整備、テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進、従業員の感染の予防にむけた取組等を行っていただきますようお願いいたします。その際、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方々に十分な配慮をしていただくようお願いいたします。

茨城労働局長
小奈 健男

令和3年3月新規中学校及び高等学校卒業者の 就職に関する「申し合わせ」が決定

令和2年4月28日開催「茨城県就職問題検討会議」にて、令和2年4月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議がなされました。会員の皆様におかれましては、下記事項を厳守頂き、就職支援・職業紹介が円滑に推進されるようご協力をお願い致します。

申し合わせ

令和3年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせる。

記

第1 求人受理及び推薦、選考開始期日等について

1 新規中学校卒業予定者

- (1) 求人は、求人事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、令和2年6月1日から受理を開始するものであること。
- (2) 他安定所への求人連絡は、令和2年7月1日以降開始するものであること。
- (3) 推薦、選考は、令和3年1月1日以降（推薦については文書到達主義）開始するものであること。

2 新規高等学校卒業予定者

- (1) 安定所における求人申込みの受理及び確認（求人票への受理・確認印の押印）のための求人票の受付は、求人事業所を管轄する安定所において、令和2年6月1日から開始するものであること。
- (2) 安定所の確認した求人票の求人者への返戻は、令和2年7月1日以降行うものとする。したがって、高等学校における求人申込みの受理は、安定所の確認を受けた求人票により令和2年7月1日以降開始するものであること。
なお、この手続きによらない求人申込みがあった場合には、高等学校は生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。
- (3) 推薦開始期日については、令和2年9月5日以降（文書到達主義）とし、選考開始期日については令和2年9月16日以降であること。
- (4) 令和2年10月1日以降は、一人二社まで応募・推薦可能とすること。ただし、就職面接会においては、二社以上応募可能とすること。

第2 家庭訪問の取扱について

新規中学校及び高等学校卒業者を対象とする求人活動のための求人者（求人者の委託を受けた者を含む。）の家庭訪問は、これを全面禁止するものであること。

第3 学校訪問の取扱について

求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

第4 文書募集の取扱について

- 1 新規中学校卒業者を対象とする文書募集は、時期の如何を問わず行わないものであること。

- 2 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集開始は、令和2年7月1日以降とすること。
なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。
 - (1) 安定所へ求人申込みを行った求人であること。
 - (2) 求人管轄安定所名、求人番号を掲載すること。
 - (3) 安定所において確認を受けた、求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。
 - (4) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、選考開始期日については、上記第1の2(3)の取扱いと同様であること。

第5 応募書類の取扱について

求人者が、採用に際して徴することができる応募書類は、職業安定機関が全国統一で使用している様式による書類のみとし、求人者は他の書類の提出を求めないものであること。

第6 採用選考について

- 1 採用選考にあたっては、出身地、家族の職業、経済的条件、家庭環境等を採否決定の判断資料とすることなく、応募者本人の有する適性と能力を引き出し、これを効果的に発揮させるという観点に立ち、合理的な選考がなされるよう配慮するものであること。
- 2 男女雇用機会均等法の趣旨に沿って、女子と男子の均等な機会が与えられるとともに、障害者に対しては、格別の考慮がなされるよう配慮するものであること。
- 3 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に基づき、労働条件等の明示、職場における就労実態に係る情報の提供等に配慮すること。

第7 選考の通知について

選考後は、速やかに採否を決定し、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、選考を受けた生徒に対し通知を行うこと。

第8 就業開始期日について

- 1 新規中学校卒業者の就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期は令和3年4月1日以降とすること。
- 2 新規高等学校卒業者の就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期については卒業後とするものであること。

令和2年4月28日

(一社)茨城県経営者協会会長
(一社)茨城県銀行協会理事長
茨城県商工会議所連合会会長
茨城県商工会連合会会長
茨城県中小企業団体中央会会長
茨城県教育委員会教育長
茨城県高等学校長協会会長
茨城県高等学校教育研究会会長
茨城県産業教育振興会理事長
茨城県学校長会会長
茨城県教育研究会会長
茨城県総務部長
茨城県産業戦略部長
茨城県労働局職業安定部長
茨城公共職業安定所長会会長

経営教育委員会

本年度第1回目となる経営教育委員会を開催、研修事業の年間計画等を協議

経営教育委員会（委員長 篠原智氏（株）筑波銀行専務取締役）は、4月16日（木）、本年度第1回目となる委員会を開催。昨今のコロナウイルスの感染被害拡大と、それに伴い政府からの緊急事態宣言が発令されたこと等を踏まえ、今回は書面表決

による開催となった。

委員会では、昨年度実施した研修事業のアンケート結果を踏まえ、本年度の研修事業計画の具体化についてや、コロナウイルス問題により昨年度未実施となった一部事業の今年度での繰り越し開催について等の協議が

なされた。

また恒例の視察事業では、本年度は産業政策委員会との合同開催にて北海道エリアの視察を9/9（水）～9/11（金）の開催で調整していくことも了承された。

経営教育委員会

第5期 助成金活用セミナーを開催

経営教育委員会（委員長 篠原智氏（株）筑波銀行専務取締役）は、4月8日（水）、茨城県産業会館にて今回で5回目の開催となる助成金活用セミナーを開催。36名が参加。テーマを“新型コロナウイルス感染症に対応する助成金の最新情報/新

年度働き方改革に関する助成金について”とし、講師には初回よりご指導頂いている同委員会・副委員長の 社会保険労務士法人葵経営代表の 皆川雅彦氏に解説頂いた。

セミナーでは、まず昨今のコロナウイルス関連において利用出来る助成金として、“雇用調整助成金”“小学校の臨時休業に伴う助成金”“新型コロナウイルス感染症に

係る時間外労働等改善助成金の特例”等を解説して頂き、その後、働き方改革に活用できる各種助成金についての解説をいただいた。

皆川氏は、後者におけるお薦めの助成金として“キャリアアップ助成金”“人材確保等支援助成金”“働き方改革推進助成金”等をあげられ、それらの手続きに向けた留意事項と申請のコツについても詳しく解説を頂いた。

なお、今回のセミナーは全会員対象に無料にて、当会ホームページ上にてLIVE配信及び録画配信を実施した。



支部だより

鹿行地区支部

令和元年度第4回例会「労務管理セミナー」を開催

鹿行地区支部（支部長 宮腰寿拓氏 日本製鉄（株）鹿島製鉄所副所長）の労働問題研究会（座長 築瀬剛氏 日本製鉄（株）鹿島

製鉄所労政人事室長）は、2月28日（金）、鹿嶋市のホテル古保里において労務管理セミナーを開催し、26名が参加した。

昨年4月より「働き方改革関連法」が順次施行され、従来慣行からの大幅な見直しが求められるなか、当会会員でもある神

栖法律事務所 代表弁護士の安重洋介氏を講師にお招きし、自社の労務管理が適正に行われて

いるかをセルフチェック頂くための機会としてセミナーが実施された。

の対応策についても説明を頂いた。

参加者からは「パワハラ」の解説は大変参考になった。特に上司⇔部下など世代間での感覚のズレが要因となるケースは勉強になった」といった感想が寄せられたほか、セミナー終了後には、講師が個別相談にも対応頂き、参加者からの質問に丁寧に回答を頂いた。



特に今回は、同一労働同一賃金・ハラスメント対策の最新動向についてポイントをおさえ解説頂いたほか、昨今話題となっている“退職代行”の実態とそ

鹿行地区支部

令和元年度第5回例会を開催

鹿行地区支部（支部長 宮腰寿拓氏 日本製鉄(株)鹿島製鉄所副所長）の労働問題研究会（座長 築瀬剛氏 日本製鉄(株)鹿島製鉄所労政人事室長）は、3月16日（月）、日本製鉄鹿島人材育成センターにて例会を開催。テーマを「多様な人材の採用・活用手法について先進事例からそのノウハウを学ぶ」と題し、講師には一般社団法人グローバル人事支援協会 代表理事の金田良典氏をお招きし解説頂いた。参加者は11名。

金田氏は外資系製薬会社勤務やオーストラリアで飲食業やデザイン/出版業、シニア向けサービス業に従事された経験を持ち、現在は、日本で帰国し、採用・労務管理・制度設計のコンサルティングを専業とし、新卒・中途の採用から障がい者、シングルマザーなどポテンシャルの高い人材の就職支援に取り

組んでいる。

講演では「人口減少社会においても企業は成長を続け、組織を活性化していかなければならず、直面する“労働力不足”に対しても女性はもちろん、シニア・障がい者・外国人など多様な人材を受け入れることができる職場、そして社員一人ひとりが活躍できる環境づくりが今後いっそう求められます。現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響がどれ程企業に及ぼすのかは計り知れず、新卒者の中には“内定が取消される”といった状況も増えており、人の問題に対して我々企業はどう取り組むのか、その方針をしっかりと定めることがとても大切な時期にきています」と語ら

れた後、実際に成功している具体的な先進事例を中心に解説頂いた。

参加者アンケートでは「採用される学生の立場に立ち、心理を汲み取ることの大切さを学んだ」「どこまで実践できるかわからないが、社員の立場に立ち、働きやすい職場づくりをしていくことが、内外からの評価へ繋がり、結果として企業価値を高めていくのだと実感した」といった感想が寄せられた。



慶事のお知らせ

本年度春の叙勲・褒章受章者が発表され、下記の方々が受章されましたのでご報告致します。

【旭日小綬章】

渡邊 武氏 茨城県信用組合 理事長

【瑞宝小綬章】

替地 享二氏 元鹿島都市開発株式会社 代表取締役社長

【旭日双光章】

横山 昌弘氏 元株式会社奈良屋 代表取締役社長

【旭日单光章】

高橋日出男氏 株式会社協立製作所 代表取締役会長

平沼 憲一氏 平沼産業株式会社 代表取締役社長

新入会員紹介

株式会社日立物流東日本流通サービス

■代表取締役社長 河西 隆史



Data
所在地/日立市鮎川町三丁目6番29号
TEL/0294-35-6088
業種/荷造及び梱包業 他
従業員/67名

Appeal point
当社は、2020年4月1日に株式会社日立ライフの流通サービス事業を承継する新会社として発足致しました。主な事業内容については、茨城県日立市・ひたちなか市、福島県いわき市を中心に、「荷造及び梱包業」「木材売買及び木製品加工販売」「倉庫業」「貨物利用運送業」「屋外広告」「トランクルーム」等を営んでおります。当社は、特に梱包設計・梱包技術・木材加工等その技術力において、これまでもお客様からの信頼を得て事業を継続出来て参りました。今後もこれを維持することはもちろんのこと、変化する時代の流れ・お客様のニーズに応えるべく、変革・改革の意識をもって更にその上を目指して行きたいと考えております。「従業員の幸福を追求し、技術力を軸にお客様と社会に貢献します」が当社の経営理念です。1940年代から培ってきた技術力を会社の礎として、更なるお客様との信頼関係の構築に努め、会社としてのプレゼンスを高めたいと存じます。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

行政書士法人 Blue Ocean International

■代表社員行政書士 星 善介



Data
所在地/つくば市要430番地5
TEL/029-875-8630
業種/行政書士
従業員/3名

Appeal point
皆様、初めまして！「日本一“親切な”行政書士」の星と申します。行政書士として登録6年目の今年1月に“茨城県初の外国人関連業務に専門特化”した行政書士法人を設立して代表となりました。在留資格（ビザ）に関する外国人雇用問題、特に今が旬なのが、在留資格「特定技能」。比較的単純な作業が認められるということもあり問い合わせが増えています。もちろん行政書士法人ですので、幅広く許認可業務も承っております。お気軽にお問い合わせください。

Company Public Relations

会員PRコーナー

会員PRコーナーは、当会会員様のビジネス交流、製品・サービスの広報の場として、順不同でご紹介させて頂いております。掲載内容に関する詳細は、各掲載会社様にお問合せ下さいませようお願い致します。

ドクターと連携し、健康を考えた手作り食品

株式会社美味いるプラス



皆様の命をお食事面から支えたいという願いを込めて、手づくりの食材をお弁当に詰めた「美味(うま)いる命弁(めちべん)」をご提供しています。

メニューは栄養士がドクターと連携しながら健康を考え、地元の食材を中心に提供しており、糖尿病や高血圧などの食事療法にも対応しています。

1個から宅配しておりますので、職場や個人宅、会議やイベント、さらに高齢者の健康管理食としても是非ご利用下さい。

- ◆事業内容 食品製造・販売
- ◆代表者 代表取締役 瀧本 黎子
- ◆所在地 茨城県銚田市汲上3128
- ◆TEL等 0291-39-0505
<http://umairu-plus.jp>

LED照明の未知なる創造を目指して、当社のトータルマネジメントで多種多様の明るさをご提供致します。

エスプランニング株式会社



LED照明全般を取り扱い、他社にはない製品も豊富にラインナップしています。海外工場と直接取引する事による強みを活かし、特殊LED照明の開発なども手掛け、プライベートブランドとして責任をもってご提供しています。販売だけではなく、小型積分球や配光測定装置などの導入した設備により、正確なスペックによる照明シミュレーションを作成し、信用いただけるご提案をするように心掛けております。また、昨年には「除菌のできるLED直管」の特許を取得しました。特許第6554711号

- ◆事業内容 LED照明の開発・製造・卸/小売り、配光測定・照明シミュレーション、電気工事業他
- ◆代表者 代表取締役 柴崎 勝敏
- ◆所在地 茨城県取手市井野3-19-6
- ◆連絡先等 0297-89-9996
info@splaning.co.jp
<https://www.splaning.co.jp/>

精密機械加工品・工業製品を小ロットから製作

株式会社ファインテクノ



弊社は2006年に創業して以来、産業プラント機器装置の製品を取扱うエンジニアリング会社として、信頼する国内外の協力企業と共に妥協しない確かなものづくりで高品質の製品をご提供してまいりました。お客様の発注数量にとらわれず、打ち合わせをしながら、お客様のニーズに合った製品(製作品・購入品)をご提供させていただきます。また組立図面から一括手配することも可能です。必要な部品一式を揃えた状態で、お客様の元へお届け致します。どうぞ、お客様のコスト削減にお役立てください。

- ◆事業内容 ・機械部品商社・テナント管理事業
・飲食事業
- ◆代表者 代表取締役 堀口 誠之
- ◆所在地 茨城県日立市幸町2丁目1番21号
- ◆連絡先等 0294-24-3300
info@finetchno.jp
<https://www.finetchno.jp/>

偏屈爺の甘辛放談⑥

コロナ感染の教訓・

問われる政治の役割

前回、小欄で新型コロナウイルス感染について取り上げたとき、「感染症の震源地とされる中国・武漢発のウイルスは瞬く間に世界中に拡散し、中国を含め146の国・地域で感染が確認され、世界全体の感染者数は18万9680人に達し7813人が死亡した（3月18日現在）」と紹介した。あれから2カ月も経たずして、今や世界のコロナ感染者は400万人を超え、死者は30万人に迫る勢いだ。国内だけでも感染者は1万6000人、死者は670人に上り、県内に限っても168人が感染、死者9人（5月13日現在）を数えている。

この数は今後も増え続けるのは必至の状況で、仮に今回の感染がいったんは収束に向かったとしても第2波、第3波の襲来が予想され、気の抜けない日々が続くことは避けられそうもない。それにしても、2カ月前にはここまで被害が拡大するとは予想もつかなかったというのが本音なのだが…。

この間、国の緊急事態宣言の発令、それに伴う「不要不急」の外出自粛、さらには各業種への休業要請や学校休校等々、さまざまな動きが見られた。世界でも都市封鎖（ロックダウン）、外出禁止令が相次ぎ、国によっては医療崩壊が起きるなど、まさに「コロナ戦争」と呼ぶほど被害が甚大・拡大化した。

■リーダーの資質如実に

今回の新型コロナウイルスによる感染症への取り組みを通し、各国・各自治体のリーダーの資質や力量が如実に表れ、問われたことは、かつてなかったのではないだろうか。

米国やイタリア、フランス、英国、スペイン、ドイツなどの欧米各国、さらには中国や韓国、台湾などアジア諸国の指導者の取り組み。国内

にあっては政府や各大臣、地方の知事の資質や力量によって結果がまるで違う形になったことは誰もが知る事となった。

そうした状況下で信じられないことが随所で見られたが、中でも絶対に許されるべきではないのが加藤勝信厚生労働大臣の新型コロナウイルス感染をめぐる「37度5分以上、4日間待機は誤解」発言であろう。この発言はもちろんのこと、PCR検査への取り組みなど、厚労省の一連の対応は批判されてしかるべきで、「今回のコロナ騒動に対するわが国最大の不幸と悲劇は、こんな人間を厚労大臣に持ったことだ」（某民放コメンテーター）との発言にはまったく同感である。加藤氏は、本来なら即刻辞任すべきであったし、野党もなぜ強く辞任要求を迫らなかったのか疑問だ。できれば今からでも辞任させるべきだろう。

■多くの反省と教訓残す

国内の地方自治体でも、その取り組みには大きな温度差がみられた。今回のコロナ問題を通して知事の資質、リーダーたる能力がこれほど歴然と現れ、国民・県民が結果として見せつけられたことはないだろう。そして、それは私たち有権者一人ひとりに突き付けられた課題でもある。そうした政治家の誕生・存在を許したという事実を前に、それを選挙で選択した有権者の側も問われるべきである。仮に無能な大臣や知事がはびこっているとしたら、それは私たち有権者の側がそれを見抜けなかったということでもある。今回のコロナウイルス禍は、感染以外にも私たちに実に多くの反省と教訓を残してくれた。

茨城新聞社
社史編纂委員
元論説委員長

お ぬま たいら
小 沼 平 氏

「世界の課題解決に向けた 挑戦を通じて茨城を元気に」

日本貿易振興機構(ジェトロ)茨城貿易情報センター
所長 木ノ本知弘氏

新型コロナウイルスの感染拡大が茨城県内企業の経済活動に甚大な影響を与えている。県内で実施された各種のアンケート調査やジェトロへ寄せられる相談からも明らかであるが、この見えない敵に県内各社は試行錯誤しながらも戦っている。まずはみなさまのご家族含めて健康を祈るばかりであるが、私もジェトロとしても共にこの難題に打ち勝つべく、海外各地の現状や経済活動再開に向けた取り組みなどをウェブサイト等より日々お伝えしながら、一刻も早く終息する日が到来することを切に願っている。

＜コロナ禍が問う世界＞

今回の感染拡大が世界中に与えた経済的打撃の大きさは、あらためてグローバル化のリスクを浮き彫りにし、中長期にわたって国際的なビジネス活動や人の往来に対する心理的な不安をもたらすと見る向きもある。ただ、個々の企業にとって分断されたサプライチェーンの再編は不可避であっても、国家間の貿易制限など、グローバル化を逆行させる保護主義的措置の強化は事態を一層深刻化させると

の懸念が強い。こうした自国優先の連鎖を断ち切って、むしろ新型コロナウイルスという世界共通の難題に各国と共に挑むことができるなら、このコロナ禍さえ、世界が求める新たな事業を打ち出すチャンスに変えられるのではないかと。

＜茨城から世界への挑戦＞

たとえば、つくば市の株式会社Doogは、移動ロボットの技術を駆使してシンガポールで新型コロナウイルス対策に貢献することを発表した。シンガポール政府当局の要請を受けた同社シンガポール子会社のドーグ・インターナショナルと共に、すでにシンガポールのチャンギ空港にも導入されている協働運搬ロボットの「サウザー」に消毒薬噴霧器を搭載する計画だ。消毒薬噴霧ロボットとして施設内の特定ルートを定期的に走行し、消毒作業を無人化することで、現場作業員の感染リスク軽減を目指す。

Doog社の大島章代表取締役は、「弊社は創業理念である『道具として役立つ移動ロボットで人々を笑顔に』のもと事業を展開してきた。ロボットは人と共

に働き、人のさまざまな仕事を助け、私達の生活をより豊かにする存在であると考えており、人の役に立つロボット技術を活用して社会課題の解決に貢献したいと考えている。噴霧、液剤、UVライト、それを取りまとめる技術会社との連携を加速することで弊社単独による即座の対応だけでなく、より大きな取り組みを進めることができると考えている」と、今回の挑戦の意義を語っている。

＜他国・他社との協調がもたらす効果＞

Doog社のような非接触型の自走式・代行ロボットは中国はじめ各国が実用化を目指してしのぎを削っている。県内企業の優れた技術力を活かす素早い市場参入のためには、海外のパートナーと目的を共有し、厳しい海外市場で評価を得た技術を日本でも活かすリバーズイノベーションの発想も有効であろう。

新型コロナウイルスがもたらした世界的なショックは極めて大きいですが、世界共通の社会的課題の解決に寄与する企業が茨城県内にあることは心強い。Doog社の挑戦は、困難な状況に他国と協調して打ち勝つ例として、他の県内企業にとって励みとなることを期待している。

以上

※本稿は4月下旬の状況に基づき執筆しております。



サウザーに消毒薬噴霧器を搭載した運用イメージ (Doog社提供)

新型コロナウイルス関連の海外情報のご案内

各項目右側のQRコードから詳細情報をご確認ください。(すべて無料)

●世界各国の感染状況やその対応

ジェトロのウェブサイト上に開設している特設ページです。随時アップしている現地発の最新情報や分析レポートをご覧ください。

従業員対応の注意点や法務支援など現地で活用いただける動画解説もご活用ください。



●進出日系企業への緊急調査結果

米国・ベトナム・タイなどに進出している日系企業に現地ビジネスへの影響や会社の運営状況等についてアンケートを行いました。

各地の傾向や他社の動向に関する結果をご活用ください。



労働相談から見える職場のトラブル

茨城労働局 雇用環境・均等室 紛争調整官 伊藤 英貴氏

「課長！グルハラです！」「所長！エンハラですよ！」「君！ハラハラだよ！」。

読者の皆様は、このように相手に言われたとしたら、スッと相手が言っている意味を理解できますか？筆者はできませんでした。「パワハラ、セクハラの意味は分かる。アルハラ、モラハラまでもなんとか分かる。」という方も多いと思いますが、グルハラと言われても「???」、エンハラと言われても「???」、ハラハラと言われても「???」となってしまういませんか？ちなみに「ハラハラ」は、ハラメント・ハラメントの略で、相手がした言動に対して、何かにつけて「ハラメントです！」と言う行為だそうです。「今のパワハラです！」と相手から言われたらどうしようと「ハラハラ」してしまわないようにしたいものです。グルハラやエンハラの答え合わせ、最後に記載しておきますのでご参考に。



パワハラ？それとも指導？

ある労働者からの相談です。社長と上司からパワハラをされたという内容です。具体的に聞いてみると、終業時間後に、まだ他の従業員が職場に在中で、社長と部長と課長の3人から「このようにしろ、こんなふうにしろ」と厳しく注意されたとのこと。社長にも事情を聞いてみると、「何度も何度も指示をしているのに、指示通りにやらない。普段より強めに注意をしたかもしれないが、周りの従業員や顧客からもクレームが来ていたので仕方がない。」とのこと。

人格を否定するような言動を行ったり、他の労働者がいる面前における大声での威圧的な叱責を繰り返したりする場合は、職場におけるパワハラに該当します。社長と上司が、この労働者に、どのように注意したのか、人格を傷付ける言葉を発したのか否か、他の労働者がいる前で大声での威圧的な叱責を繰り返したのか否か等が争点となりそうです。

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」が成立し、今年6月1日から、職場におけるパワーハラスメント防止対策が義務付けられます（中小企業は令和4年4月1日から義務化となります）。

厚生労働省では、職場におけるパワーハラスメント対策について、リーフレット等を作成・配付しています（*）。「職場におけるパワーハラスメント」の定義から始まり、「職場におけるパワーハラスメント」に該当する例の紹介や、「職場におけるパワーハラスメント」の予防から事後対応までの取組方法が紹介されていますので、ぜひ「職場におけるパワーハラスメント」対策にご活用ください。

* 茨城労働局（雇用環境・均等室）でも配布しています。

* 「グルハラ」は「グルメハラスメント」 料理に対する自身のこだわりを相手に強要すること

* 「エンハラ」は「エンジョイハラスメント」 自身が楽しいと思ったことを相手に強要すること

NPO情報

NPO information

Vol.234

“いばらき未来基金”の

役割と支援

茨城NPOセンター・コモンズ 代表理事 横田 能洋氏

新型コロナウイルスは人々の生活、社会の仕組みにも大きな影響を与える事態となりました。今は感染爆発と医療崩壊を防ぐための取り組みを全ての人が行うことが必要です。一方で、外出や経済活動の自粛や、学校の休校措置、図書館や公民館など公共施設の閉鎖は、医療とは別次元の問題も生み出しています。一つは経済活動の規制により、多くの人が仕事を失い、中小企業やフリーランスの人々は仕事を継続できるのかという危機に直面しています。これまで普通に生活できていた人が急に今まであったものを失い、先が見えない不安の中におかれているのは災害と似ています。災害時と同様に、高齢者、障がい者、小さな子がいる世帯などの要配慮者は違った困難に直面しています。人と関われる貴重な場であったサロンや行事、子ども食堂の中止が相次ぎ、人と話す機会が減ったり、ヘルパーやボランティアがきてくれないというケースも増えています。新型コロナウイルスは、感染の脅威に加え、仕事を失う脅威と、孤立という脅威を生み出しています。3つの不安と家に閉じこもる生活が心身の不調やストレスをうみ、DVの増加も招いています。

私は外国籍住民が多い常総市

で、子どもの学習支援と保育、4年前の水害からの復興の活動をしています。コロナに関してできることを模索してきました。まず情報が届きにくい外国籍住民向けにコロナ感染予防や緊急事態宣言について多言語で伝える活動を行いました。常総水害で被災した診療所を改修し昨秋に開所したコミュニティカフェは3月から休業していますが、外出困難な人のために弁当の宅配を始めました。多文化保育園は4月に認可されましたが、数日後には保護者に利用自粛を伝えることになりました。ただ外国人世帯の多くは仕事を休むことが困難です。学童保育は学校が休校になり行えていませんが、休みが長期化し学力や日本語力が落ちるのを防ぐために在宅で行える学習支援の導入を準備しています。さらにもう1軒改修が終わったアパートがあるので、小さな子がいるシングルマザーで住む場所に困っている人のシェアハウスを準備しています。一定期間、互いに助け合いながら住める場と、子を預かる場を組み合わせた支援を考えています。

コロナウイルスという災害に対して、自然災害と同じようにボランティアな活動が世界中で様々な形で起きています。医療関係者に

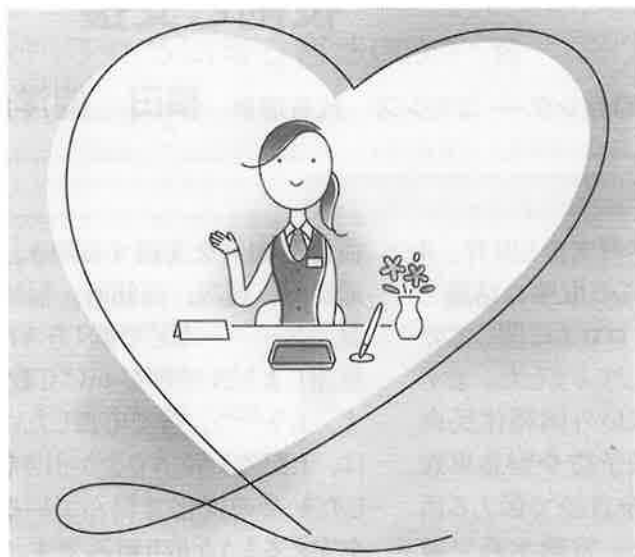
宿舎や物資を支援する動き、交通機関、運搬、保健所、福祉施設、スーパーなどで働く方々にも感謝しようという呼びかけもあります。もう一つ、皆で応援したいのは、上記のようにコロナが引き起こした社会の変化で悩んでいる人を支えるような取り組みです。仕事や住居で困っている人を支援する活動、在宅で支援が必要な世帯に見守りや食料や学習機会を届ける活動、場に来ることができない中でも参加できる新たな仕組みを作る活動など、知恵と思いとお金を持ち寄せればできることは必ずあります。そもそもNPOや市民団体とは、こういうときに、市民レベルでできることを具体化しやすい組織。5月は総会の時期なので、会員アンケートでもネット上の会議でもいいので、誰が心配か、何ができるか考え提案していただき、県民の皆さんには、そうした市民団体による支援活動に寄付で参加してもらえたらと思います。コモンズは、いばらき未来基金で、コロナで困っている人を支える活動とそれへの寄付を募ります。コロナの危機を乗り越えるために、人との接触は減らしつつ、助け合いの輪は広げて行きましょう。

コモンズの連絡先は

TEL:029-300-4321

MAIL:info@npocommons.org

人に優しい銀行をめざして



常陽銀行はどなたでも
ご利用しやすい銀行を
めざしています。



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

地球・地域・ひと ともに暮らそう



株式会社 カスミ

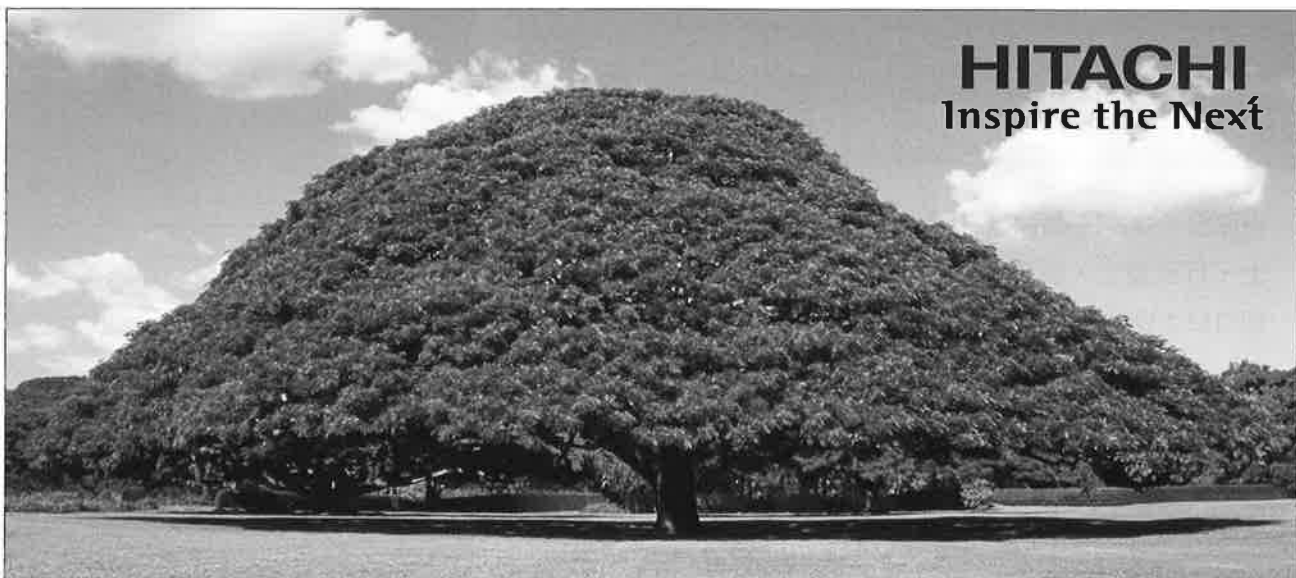
〒305-8510 茨城県つくば市西大橋599-1 TEL.029-850-1850

KASUMI

<https://www.kasumi.co.jp/>



HITACHI
Inspire the Next



次の時代に、新しい風を吹き込んでいきます。

時代はいま、新しい息吹を求めて、大きく動きはじめています。

今日を生きる人々がいつも元気でいられるように、明日を生きる人々がいつもいきいきとしていられるように。

日立グループは、人に、社会に、次の時代に新しい風を吹き込み、豊かな暮らしとよりよい社会の実現をめざします。

日木の樹オンライン www.hitachinoki.net

株式会社 日立製作所 日立金属株式会社 日立建機株式会社 株式会社 日立ハイテク 日立グローバルライフソリューションズ株式会社
日立オートモティブシステムズ株式会社 株式会社 日立ビルシステム 株式会社 日立産機システム 株式会社 日立インダストリアルプロダクツ

心を込めて、信頼できるカーライフ
茨城トヨタ

 **ALPHARD**



アルファードHV G "Fパッケージ"

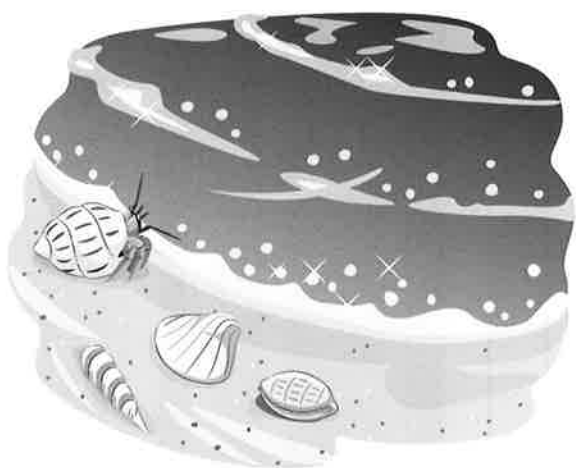
茨城トヨタ自動車株式会社

水戸市千波町 1887 〒310-0851

TEL 0120-090110

<https://www.ibaraki-toyota.jp/>

START YOUR IMPOSSIBLE  **TOYOTA**



「新型コロナウイルス問題に係る ご相談窓口」の開設について

当協会では、士業会員(弁護士・社会保険労務士・司法書士・行政書士・税理士等)の皆様にご助力をいただき、新型コロナウイルス問題に係る助成金申請等の諸問題解決等、少しでも会員企業の方々のお役に立てればと考え、今回、ご相談窓口を開設いたしました。

つきましては、

- ・新型コロナウイルス対応に係る各種助成金のご活用方法のご相談
- ・持続化給付金申請についてのご相談
- ・各種助成金申請に係る個別相談、申請代行
- ・新型コロナウイルス対応に係る従業員の休業や就業規則等の労務管理面のご相談
- ・テレワーク導入等労務のIT化に伴う就業規則の見直し
- ・営業許認可の期限延長措置に関するご相談
- ・行政関係手続きの電子申請のご支援又は代行
- ・外国人労働者の在留資格等手続きに関するご相談
- ・メルマガでの雇用助成金等最新情報のご提供

あるいは、その他ご相談につきましても、当会士業会員の方々へのご相談の取り継ぎを行ってまいります。

つきましては、お悩み事がございましたら、事務局宛にお問い合わせ下さい。

本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人 茨城県経営者協会 事務局 (池田・澤畑)

TEL : 029-221-5301

FAX : 029-224-1109

E-MAIL : ikeda@ikk.or.jp

<http://www.ikk.or.jp/corona-soudan.pdf>